

平成21年 春季全国火災予防運動

○期間 平成21年3月1日から7日まで
○全国統一標語 「火のしまっ君がしなくて 誰がする」
○期間中に実施する主な行事
・ 広報車等による火災予防広報

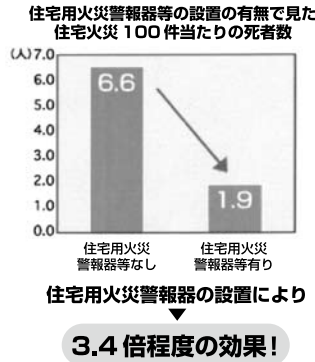
・ 大型店舗等への立入検査
・ 小松島市消防本部、消防団
・ 林野火災対応訓練
・ 水利点検、空地の枯草除去依頼
ご協力お願いします。



住宅警報器を設置しましょう

○なぜ住宅に「住宅用火災警報器」が必要なのでしょう？
・ 火災による死者の原因は、約6割が逃げ遅れであり、就寝時間帯の割合が多くなっています。
住宅用火災警報器を設置する

と、早く火災に気付くことができ、被害を少なくすることができます。
○住宅用火災警報器設置による効果



○住宅用火災警報器の設置場所は・・・
・ 寝室および寝室がある階の階段上部です。
「住宅用火災警報器の設置場所例」



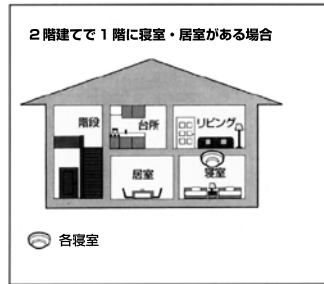
悪質な訪問販売にご注意ください!

消防法改正による設置義務化に伴い、住宅用火災警報器を市場価格を超えた価格で販売する業者がいますのでご注意ください。

また、規定の性能を有しない警報器を無理やり売りつけるケースも多発しています。

国の基準に適合し、日本消防検定協会の鑑定に合格した製品には左の「鑑定マーク（通称NSマーク）」がついています。購入の際の目安にしてください。

また、「点検も義務付けられている」と事実を偽ったり、消防職員を装い訪問販売をしています。消防本部が住宅用火災警報器を販売することはありません。十分注意してください。



○設置時期は・・・

新築の住宅やアパート等は平成18年6月1日から設置が義務付けられています。既存の住宅やアパート等は、平成23年6月1日から設置が義務付けられます。



『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』
3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- 寝タバコは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力態勢をつくる。